



目次	ページ
告示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（行政管理課）	1
◎告示（地方自治法による知事の権限に属する事項の委任）の廃止（ 〃 ）	1
◎こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定（人権・男女共同参画課）	1
○第13次高知県鳥獣保護管理事業計画の定め（鳥獣対策課）	1
○高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の定め（ 〃 ）	1
○高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の定め（ 〃 ）	1
○第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長（ 〃 ）	1
○第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止猟法の一部解除（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	2
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	3
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行（住 宅 課）	3
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行（ 〃 ）	4
----- 告 示 -----	

高知県告示第427号
平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日
高知県知事 濱田 省司

1の(2)中「（文化財の保護に関することに限る。）」を削り、「スポーツの振興」を「文化の振興（スポーツの振興及び文化財の保護を含む。）」に改める。

高知県告示第428号
昭和48年4月高知県告示第187号（地方自治法による知事の権限に属する事項の委任）は、令和4年3月31日限り廃止する。
令和4年3月31日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第429号
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第17条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第21条第1号の規定により次のとおり告示する。
令和4年3月31日
高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称
こうち男女共同参画センター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市旭町三丁目115番地
公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
- 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第430号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間における第13次高知県鳥獣保護管理事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。
令和4年3月31日
高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第431号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を次のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。
令和4年3月31日
高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第432号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14

年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を次のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。
令和4年3月31日
高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第433号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟期間を延長する。
令和4年3月31日
高知県知事 濱田 省司

第二種特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
イノシシ	高知県全域	高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月31日まで
ニホンジカ	高知県全域	高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月31日まで

高知県告示第434号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、第二種特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法

の一部を次のとおり解除する。
令和4年3月31日

高知県知事 濱田 省司

第二種特定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
イノシシ及びニホンジカ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班の林班界と徳島県と高知県との境界との接点（国有林標柱1号）を起点とし、同所から同境界を南進し国有林65林班の林班界との接点（国有林標柱105号）に至り、同所から同林班界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接する高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所を見通す線を北進し同雨量観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号を見通す線を北進し同標柱に至り、同所から同林班の林班界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

高知県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町南川口字岡分956番1から 高岡郡四万十町南川口字シタヤシキ56番1まで	A	3.0 } 9.5	310
	前 B	3.7 } 6.0	200
高岡郡四万十町南川口字シタヤシキ55番1から 高岡郡四万十町南川口字宮ノワキ545番1まで		C	7.4 } 18.4
	後	7.4 } 18.4	370

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第1号

本 局

各事業所
各病院

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局処務規程（平成8年8月高知県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他について」を「その他に関し」に改める。

第4条の見出し中「押印等」を「署名等」に改め、同条第1項中「押印しなければ」を「署名し、又は押印しなければ」に改める。

第25条第3号イ中「記載して」を「記載するとともに、署名し、又は」に改める。

別記第2号様式（裏面を含む。）中

「受命者印」

を

「受命者」

に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年3月31日から施行する。（経過措置）
- 2 この訓令による改正前の高知県公営企業局処務規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県公営企業局処務規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第4号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「文化財課」を削る。

第10条の2に次の1号を加える。

（8）建設工事における電子入札の手続に関すること。

第16条を削り、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第

13条の2を第14条とする。

第40条の表登録審査委員の項及び高知県文化財保護審議会の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(高知県文化財保護条例施行規則等の廃止)
- 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 高知県文化財保護条例施行規則（昭和51年高知県教育委員会規則第5号）
 - 登録審査委員規則（平成12年高知県教育委員会規則第2号）
 - 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第30号）
(高知県教育委員会事務委任等規則の一部改正)
- 高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改める。
第2条第34号及び第35号を削り、同条第36号を同条第34号とする。
(高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則の一部改正)
- 高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則（平成14年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
県立図書館に勤務する職員	制服	2着	4年

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
県立学校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「高知県立山田特別支援学校」を「高知県立山田

特別支援学校、高知県立日高特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条例第2条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

- 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
高知県住宅供給公社
- 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元

土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町

南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町

大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
(2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

| 団地名        | 位置                 |
|------------|--------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3, 352番地 2 |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3, 092番地 2 |
| 村営住宅国岡団地B棟 | 〃                  |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1, 085番地   |

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 村営住宅夢団地   | 高岡郡日高村本村24番地 1     |
| 村営住宅清水田団地 | 高岡郡日高村本郷1, 604番地11 |
| 村営住宅福良住宅  | 高岡郡日高村下分3, 938番地 2 |
| 村営住宅鍛冶屋住宅 | 高岡郡日高村下分3, 884番地 1 |

3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務  
(2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで